日本学生支援機構給付奨学金(高等教育の修学支援新制度)2023年度適格認定(学業成績) におけるやむを得ない事情の申告について

日本学生支援機構給付奨学金(高等教育の修学支援新制度)適格認定(学業成績)対象の皆 さんへ

本制度の対象者について学年末に学業成績に基づき、「適格認定(学業成績)」を行い、日本 学生支援機構給付奨学金、授業料等減免を継続できるかどうかを判定いたします。(適格 認定基準については『日本学生支援機構給付奨学金適格認定(学業成績)基準』 してください。

なお、学業不振に「斟酌すべきやむを得ない事情」があったと本学が判断する場合は、学力 基準を満たす者として取り扱います。

つきましては、学業不振の理由に「斟酌すべきやむを得ない事情(災害、傷病その他のやむ を得ない事由等)」があった場合は、『日本学生支援機構奨学金「適格認定」におけるやむを 得ない事情の申告書』を印刷後に記入し、証明書を添えて2月29日(木)までに学生課奨 学金担当に提出してください。

なお、証明書が間に合わない場合、制度、手続きについて不明の場合は電話で問い合わせて ください。

※斟酌すべきやむを得ない事由がない方(添付できる証明がない方)は提出不要です。 ※申し出がなかった場合は、学業不振に「やむを得ない事由」はないものとして取り扱いま

※申し出があった場合も、学業不振の理由として斟酌すべきか否かは本学にて判定するた め、認められるとは限りません。

※留年の年度に申し出が認められた場合は、留年期間も修業年限に通算されます。修業年限 以上は、高等教育の修学支援新制度を受けることはできません。

薬学部 (例) 修業年限6年 1~5回生までで留年1年 ⇒ 最大5回生で終了 薬学部以外 修業年限4年 4回生で留年 ⇒ 最大4回生のため、4年で終了

提出書類 (1)日本学生支援機構奨学金「適格認定」におけるやむを得ない事情の申告書



(2)やむを得ない事情の証明書類(必須)

医師による診断書、病院の入院証明、民生委員の証明等

提出期日 2024年2月29日(木)期日厳守

提出方法 学生課窓口

郵送

※レターパック、簡易書留他、特定記録の残る形態での郵送可。 普通郵便で送らないでください。

提出先 〒584-8540

大阪府富田林市錦織北 3 丁目 11-1 大阪大谷大学 学生課 奨学金担当

窓口、電話 受付時間 月~金9:00-11:20、12:20~17:30

 $\pm 9:00\sim 12:30$

大阪大谷大学 学生課

TEL: 0721-24-0384

E-mail: shougakukin@osaka-ohtani.ac.jp